

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 4399
23年11月17日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

年末始繁忙要求書提出 年末始繁忙期 交渉開始

おはようございます。
郵政ユニオン長崎中局支部は先月10月30日、24項目からなる「2023年度年末始繁忙要求書」を提出。年繁忙交渉を開始しました。提出から2週間以上経過しての報告となりますがご了承下さい。

昨年度の年繁忙期は「郵便サービス見直し」に伴う「送達日数繰り下げ」後の初の年繁忙でしたが、「土曜日休配」を合わせても、大きな混乱が発生することが出来ませんでした。その一方、新型コロナウイルス感染が直撃し、各部署で3名以上も出勤停止者がいる状況が続き、綱渡りの業務運行を強いられました。また支部が行った「超勤に関する特別条項を安易に使用しないこと」と

の申し入れを、かたくなに守った結果、クリスマス以降の年賀はがき繁忙期に超勤制限を行う事態となり、第一集配営業部を中心に混乱が見られました。

今年度の年繁忙交渉では、これら前年度の経緯を踏まえ、出来るだけ労働強化にならないようスムーズな業務運行がなされるように申し入れを行います。



今年度は12月30日が土曜、31日が日曜、1月1日（以下、元旦）が月曜で、土曜休配の影響がかかる曜日配列です。12月30日は土曜ですが通常郵便の配達を行い、31日は休配。元旦は例年通り年賀状配達と通常郵便の配達を行います。

支部が提出した年繁忙要求書では、「元旦の勤務は例年の7時からとせず、8時からの勤務とする」と要求しています。

数年前から年賀状の午前中配達への縛りがなくなり、今年度は通常郵便と一緒に配達するのであれば元旦に7時出勤を行う必要はないと考えます。



この他、昨年度から、更衣時間が勤務時間に含まれる「勤務時間制度の見直し」が行われたため、超勤時の15分間の休憩時間取得が無くなりました。その関係で、日勤者では3時間以上の超勤が発令される場合、昼の休憩時間終了後の13時45分から6時間以上の連続勤務となる事もあります。

支部は以前より「社員勤務時間・休暇手続 第20条による」2時間以上の超勤をした場合に適用される「特例休息」を取得させるように求めてきました。

言うまでもなく連続勤務は集中力の欠如による事故の可能性が高まるだけでなく、作業効率も落ちることは明らかです。長中局には連続勤務を避ける意味からも、2時間以上の超勤が見込まれる場合には、定時の勤務時間終了後に特例休息（2時間で10分、3時間超勤で20分）の休息を取得させ、リフレッシュした形での作業開始となるように配慮することを求めます。

ちることは明らかです。長中局には連続勤務を避ける意味からも、2時間以上の超勤が見込まれる場合には、定時の勤務時間終了後に特例休息（2時間で10分、3時間超勤で20分）の休息を取得させ、リフレッシュした形での作業開始となるように配慮することを求めます。

今年5月に「新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5類へ移行されました。現在は昨年の11月と比べても、感染者数は少なく落ち着いていると言えます。しかしインフルエンザ感染は例年に比べ流行が早く、また患者数も多い状態が続いています。



冬期は換気が不十分になりがちでこれらの感染症が蔓延する可能性が高くなります。長中局には引き続き消毒液の配備に加え、手洗いの徹底など

感染予防への注意喚起を続けるよう申し入れます。



最後は勤務時間管理と役職者による業務運行指示の徹底です。

繁忙期には午前や夕方小包及び混合担務者が大量の荷物などを積み込んでいる姿をよく見かけます。その際、役職者からの具体的な指示がないから、取りあえず積み込み配達に向かうと言う社員もいます。

言うまでもなく過剰な業務は事故発生率を高めます。交通事故や段差の踏み間違いによる転倒事故だけでなく、普段は行っていない出発前の居住確認もおろそかになり、誤配達の確率も上がります。また例年一部の社員に業務が集まり、休憩が十分に取れないまま作業しているというのも見かけます。業務は個人の判断ではなく役職者の指示のもとに行うという、当たり前のことを徹底するよう申し入れます。



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。

ゆびが、均等待遇、なげんき差別。

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ！